

水戸税務署から確定申告についてのお知らせ

①確定申告会場が、「中央ビル4階」に変わります。

▼場所 水戸市泉町2-13-12

▼開設期間 (土、日曜日を除く)

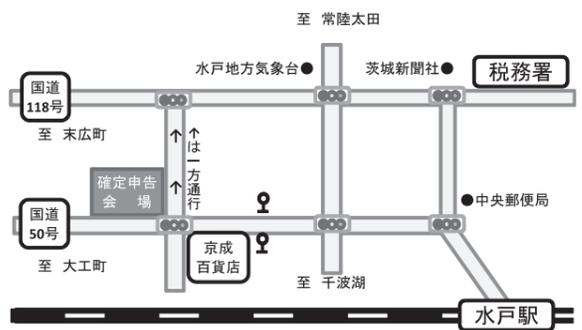
平成26年2月12日(水)～3月17日(月)

※開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▼受付時間 午前9時～午後4時

ご不明な点は、水戸税務署までお尋ねください。



○会場までのご案内
 【バス】水戸駅北口より④⑤⑥⑦番バス乗り場
 大工町方面 「泉町1丁目」バス停下車
 ※ご注意
 ④番から出発する「水戸市内循環バス」は「外回り」をご利用ください。

②復興特別所得税について

平成25年から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

復興特別所得税Ⅱ基準所得税額×2.1%

③公的年金を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは水戸税務署にお問い合わせください。
 ※所得税の確定申告が必要な場合であっても、町・県民税の申告が必要な場合があります。

【問合せ先】 水戸税務署
 ☎029(231)4211
 ※自動音声案内

税務課からのお知らせ

町民税・県民税申告、確定申告について

期間：平成26年2月17日～3月17日(月)
 (土日は除きますが、2月23日、3月2日の二日間の日曜日は実施します。)
 時間：午前8時45分～午後4時
 会場：茨城町役場2階大会議室

【注意事項】

青色申告、贈与税、消費税の申告受付は役場ではできません。また、分離課税申告(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等)、新規で住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や住宅関連の特別控除を受ける方など、高度な判断を要する確定申告は水戸税務署申告会場での申告をお願いします。また、茨城町役場申告相談会場では税務署受付印の押印はできません。

◆町・県民税均等割税率の改正

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度まで町・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。

均等割	改正前 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度から平成35年度まで)
	県民税	2,000円
町民税	3,000円	3,500円
合計	5,000円	6,000円

◆「ふるさと寄付金」にかかる税額控除の見直し

ふるさと寄付金(都道府県又は市区町村に対する寄付金)を行った場合、所得税で寄付金控除と町・県民税の寄付金税額控除により、寄付金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。平成25年から国税で復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、所得税で寄付金控除の適用を受ける場合は、復興特別所得税分へも反映するため、ふるさと寄付金に係る町・県民税の特例控除額が調整されます。

◆給与所得控除の改正(給与所得控除の上限設定)

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

◆公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の町・県民税申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の町・県民税の申告書の提出を不要とすることとされました。ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦(寡夫)」の控除が適用されません。控除の適用にあたっては、確定申告又は町・県民税申告が必要となります。

◆住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税から控除しきれなかった額を、下記の控除限度額の範囲内で町・県民税から控除します。

居住年	現行 25年	(～平成 25年12月)	平成26年1 月～3月	平成26年4 月～12月
控除 限度額	5% (最高 9.75万円)	5% (最高 9.75万円)	7% (最高 13.65万円)	

◆上場株式等の配当及び譲渡所得等にかかる軽減税率の廃止について

上場株式等の配当所得や譲渡所得にかかる税率は平成25年末をもって10%の軽減税率を廃止し、平成26年からは税率20%(所得税15%、町・県民税5%)となります。

◆障害者控除及び特別障害者控除について

本人及び扶養親族が障害者控除及び特別障害者控除を受けられる場合、障害の程度を確認するため、必ず「障害者手帳」又は、要介護認定を受けている方などが社会福祉課から発行される「障害者控除対象者認定書」をお持ちください。

◆東日本大震災による雑損控除について

東日本大震災により住宅等の資産に損害を受けた方は、町・県民税申告、または確定申告において雑損控除の申告をすることにより、減税できる場合があります。詳細は、水戸税務署か町税務課までお問い合わせください。

◆農業所得について

農業所得のある方は、収入金額(売上げ)から必要経費を差し引いて申告する収支計算による申告になります。自家用もしくは贈答用として収穫されている方も、収支計算による申告になりますので、十分ご注意ください。

◎収支計算とは？

収支計算をするには、出荷伝票や領収書を集計し、その年の収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する方法になります。伝票の紛失や集計の漏れを避けるためにも、帳簿等へ記載するようにしてください。

◎青色申告をする

青色申告をすると、青色申告特別控除や青色事業専従者給与などの特典があります。詳しくは、水戸税務署までお問い合わせください。

◎申告の準備とお願い

申告には、出荷伝票などの収入金額がわかる書類と、領収書などの支払い金額(必要経費)がわかる書類が必要になります。また、これらをまとめて1年間の収入・支出を収支計算書に記載する必要がありますので、帳簿等をお持ちください。申告時間の短縮と申告会場の混雑解消

◆医療費控除について

医療費控除を受ける方は、事前に領収書の合計金額を計算してください。

◆お願い

- ◎税務署から送付された確定申告書をお持ちの方(営業や農業などの事業所得・不動産所得・土地等の譲渡所得がある方は、税務署の会場「中央ビル4階」での申告となります。)
- ※次に該当する方も税務署の会場で申告くださるようお願いいたします。
- ①土地・株式等の譲渡所得、退職所得および損失を申告する方
- ②所得税の住宅借入金等特別控除を受ける方
- ③青色申告をする方

◎所得税の還付申告については、1月から税務署で受付けておりますので、混み合う前に提出されることをお勧めいたします。

◎例年、申告会場は大変混み合います。

円滑な受付を行うため、事業(営業・農業など)や不動産の収入がある方は、領収書を科目別に集計しておくなど事前に書類を整理し、ご自身で内訳書を作成して会場にお持ちくださるよう、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 水戸税務署

☎029(231)4211
 茨城町税務課 ☎(240)7114